

香川県長尾土木事務所管内管理ダム水門設備等点検業務 仕様書

第1条 適用

本仕様書は、香川県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が締結する「令和6年度香川県長尾土木事務所管内管理ダム水門設備等点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務内容

本業務は、別表－1に記載する各機器の清掃、調整及び試験等を行い設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的として実施するものである。

第3条 業務範囲

乙は、別表－1の設備について本仕様書に基づき点検・整備等を行うものとする。

なお、軽微な障害修理や簡易な補修（グリスの追加塗布・タッチアップ等）については、点検・整備の範囲に含まれるものとする。

また、業務の中でダム管理事務所職員への点検業務研修も併せて実施するものとする。

第4条 業務期間

業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

- 1 業務期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。また、この期間中は24時間の連絡体制を確立すること。
- 2 通常点検業務は原則として夜間、休日、祝日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある甲が認めた場合及び障害等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

第5条 業務計画

乙は、通常点検の着手までに業務計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

第6条 点検・整備の種別及び周期

- 1 点検・整備は、本仕様書及び「ゲート点検・整備要領（案）社団法人ダム・堰施設技術協会」に基づき行うものとする。なお、上記要領に記載されていない項目であっても、機能確認上必要と思われるものについては行うものとする。
- 2 点検種別は、「定期点検（年点検）」とする。各点検の詳細な実施時期については甲と協議の上決定するものとする。
- 3 点検において設備に異常が認められた場合は、甲に報告を行い、今後の対応について協議するものとする。
- 4 点検に伴いシステム等の停止が発生する場合は、停止日の2週間前までに予定工程表を提出すること。
- 5 原則として、ゲート・バルブを使用する可能性がある期間（台風等で洪水調節の必要が想定される場合等）は点検を避けることとする。

第7条 消耗品及び油脂等の交換

乙は、本業務の履行において、消耗品及び油脂等の交換の必要を確認した場合については、甲と協議の上、対応するものとする。

第8条 障害時等の対応

突発的な対象設備の故障、破損等が認められた場合、下記のとおり対応する。

- 1 各ダムの施設において障害が発生した場合には速やかに現地に向かい現地調査を行った後、直ちに甲に報告するとともに、甲と協議の上、応急復旧作業を行うものとする。また、障害対応後1週間以内に障害内容の報告書を作成し、甲に提出することとする。
- 2 応急復旧作業や軽微な部品の交換等で対応できない故障又は機器設置時の瑕疵によるものと判明した場合は、可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものとする。また、対応に要した費用の分かる資料については、甲から提出を求められた場合は速やかに提出すること。

第9条 異常気象時の対応

乙は、下記に示す異常気象時において甲から待機の指示があった場合には、甲の指示する場所において待機するものとする。

- 1 高松地方気象台から大雨警報が発表されたとき。
- 2 洪水等により危険があるとダム管理事務所長が判断したとき。

第10条 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は貸与する。

第11条 日報等の整備

業務の実施にあたっては、日報等を整備し、甲から申し出があれば、速やかに提出しなければならない。

第12条 保証等

- 1 乙は、本業務を行うにあたっては、対象設備について十分熟知した上で行うものとし、必要であれば対象設備の設置者に確認を行うよう日頃より努めるものとする。
- 2 本業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により事故・障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

第13条 疑義

- 1 本仕様書における疑義及び記載なき事項については、甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく甲に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

第14条 成果報告書の提出

乙は、業務完了時に日報や点検結果報告書等を取りまとめた成果報告書を書面1部及び電子媒体1式にて提出するものとする。また、対象設備の管理台帳にも記入・入力を行うものとする。

第15条 点検結果の引継

本業務終了後、甲から本業務に関する問合せを受けた場合は、乙は、誠実にこれに協力するものとする。